## 和歌山大学大学院教育学研究科会議規程

制 定 平成 5年 4月 1日 最終改正 令和 4年 3月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学大学院研究科運営規程(以下「研究科運営規程」という。) 第2条に基づく和歌山大学大学院教育学研究科会議(以下「研究科会議」という。)に関し 必要な事項について定めるものとする。

(組織)

- 第2条 研究科会議は、次の者をもつて組織する。
  - (1) 研究科長
  - (2) 研究科を担当する専任の教員
  - (3) 教育研究評議員、副学部長、教務委員長、入試委員長、学生委員長
- 2 研究科長は、教育学部長をもつて充てる。
- 3 研究科会議は、専門の事項を調査・審議するため専門委員会を置くことができる。 (審議事項)
- 第3条 研究科会議は、研究科運営規程第4条の事項を審議する。

(委員長)

- 第4条 研究科会議に委員長を置き、研究科長をもつて充てる。
- 2 委員長は、研究科会議を招集して、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。 (議事)
- 第5条 研究科会議は、構成員の半数以上の出席により成立する。
- 2 議事は、出席委員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところ による。ただし、学位の授与に関しては、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。
- 3 長期出張、休職及び病気休暇その他の事由により1か月以上不在の委員は、研究科会議 の構成員に算入しない。

(委員以外の者の出席)

- 第6条 研究科会議は、必要に応じ委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。 (審議事項の付託)
- 第7条 研究科会議は、第3条に定める審議事項の一部について、研究科運営規程第5条第 1項に規定する代議員会として、専攻会議に付託し、専攻会議の議決をもって研究科会議 の議決とする。
- 2 前項の代議員会として専攻会議に付託する事項については、研究科会議において別に定 める。
- 3 専攻会議は、審議を付託された事項について、専攻会議後直近の研究科会議に審議事項 を報告する。
- 4 前3項に規定する場合の専攻会議に関し、必要な事項は、別に定める。 (庶務)
- 第8条 研究科会議の事務を処理するための幹事を置く。
- 2 幹事は、学務課教育学部分室長をもつてこれに充てる。

## 大学院教育学研究科会議規程

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究科会議の運営に関し必要な事項は、研究科会議が定める。

附則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月27日一部改正)

この改正規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月22日一部改正)

この改正規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日一部改正:法人和歌山大学規程第182号)

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日一部改正:法人和歌山大学規程第1308号)

この改正規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月27日一部改正:法人和歌山大学規程第1602号)

この改正規程は、平成27年2月27日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月19日一部改正:法人和歌山大学規程第1614号)

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月5日一部改正:法人和歌山大学規程第1749号)

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日一部改正:法人和歌山大学規程第1823号)

- 1 この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第7条に定める審議事項の付託については、当面の間行わないものとする。

附 則(平成28年4月14日一部改正:法人和歌山大学規程第1834号)

この改正規程は、平成28年4月14日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則(平成31年3月22日一部改正:法人和歌山大学規程第2161号)

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月20日一部改正:法人和歌山大学規程第2454号)

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。